

第二十六回 参議院大蔵委員会會議録第二十三号

昭和三十三年四月一日(月曜日)午後一時三十五分開会

委員の異動
本日委員八木幸吉君辭任につき、その補欠として鮎川義介君を議長において指名した。

出席者は左の通り。
委員長 廣瀬 久忠君
理事 木内 四郎君
西川甚五郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

- 青木 一男君
稲浦 鹿藏君
木暮武太夫君
高橋進太郎君
土田國太郎君
苦米地英俊君
下條 康磨君
宮澤 喜一君
天田 勝正君
大矢 正君
杉山 昌作君

衆議院議員

- 小山 長規君
大蔵政務次官 足立 篤郎君
大蔵省主税局長 原 純夫君
運輸省自動車局長 山内 公敏君
建設省道路局長 富樫 凱一君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の會議に付した案件
○揮発油税法案(内閣提出、衆議院送付)
○地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員會を開きます。
議事に入ります前に、委員の異動について御報告をいたします。
本日付で八木幸吉君が辭任され、その補欠として鮎川義介君が選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) 揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。
まず、両案につきまして、衆議院における修正点の説明をお聞きいたします。
○委員長(廣瀬久忠君) 揮発油税法案に対する修正案及び地方道路税法の一部を改正する法律案に対する修正案について提案理由を御説明申し上げます。

今回の修正点は税率でありまして、政府の原案では、一キロ当り揮発油税四千八百円、地方道路税一千七百円、合計六千五百円の税率引き上げ案であったのでありますが、これは増徴の程度がやや大幅に過ぎると認められま

したので、予算案における税収見込みに減少をきたさない範囲でこれを引き下げ、揮発油税三千八百円、地方道路税一千五百円、合計五千三百円の税率引き上げ案に修正いたしましたのであります。

この修正した税率と税収見込みとの關係を政府原案と比較して御説明いたします。
まず、昭和三十三年度における揮発油の需要見込み量は、通産省の需給計画において見込んでおります需要見込み量三百九十万キロリッターが政府原案でも採用されており、修正案においてもこの見込み量を採用いたしました。

次に、年度と課税期間との期間のズレに伴う減少は、六万三千キロリッター、免税見込み量は十九万キロリッターで、これはそれぞれ政府原案と同様と見たのであります。
欠減量と徴取猶予の半カ月延長につきましては、政府原案と異なつた見方でありまして、できるだけ課税標準見込み数量を多く見るようにいたしましたのであります。

まず、欠減量については、現在政令でもって消費者に販売するまでの間に貯蔵及び輸送によって減少すべき数量として課税標準算定の際控除する欠減量の割合を三・七%と定めておるのであります。この割合については、かねてから種々論議の存するところでもあったので、この際、諸般の事情を勘案いたしましたして、一・五%とすること

いたしました。これにより、政府原案で見えておりました欠減数量十三万キロリッターは五万五千キロリッターに圧縮されまして、八万キロリッターの修正差額が出ることとなりました。

次に、徴取猶予期間の問題であります。これは、現在法律では引き取り後三カ月以内となっており、実際には七十五日間の徴取猶予という取り扱いを行なつてきております。政府の原案においては、増徴のあとにおいては揮発油製造業者、及び販売業者の資金繰りが逼迫することを緩和するために、徴取猶予期間を現在の取り扱いよりもさうらに十五日間延長することを見込んでおいたのであります。この改正により、増徴の程度をできるだけ小範囲に抑える必要があるこの際としては、徴取猶予期間の延長はこれを行わないこととしたのであります。この修正により、九万七千キロリッターの修正差額が出ることとなりました。

以上の二点の修正で合計十七万七千キロリッターの修正差額が出ましたので、課税の標準数量は政府原案の三百四十一万五千キロリッターに對し、修正で三百五十九万二千キロリッターに修正することになったのであります。この課税標準数量で、昭和三十三年度の道路整備費関係予算に予定してある合計六百十七億六千七百円分の税収を上げるためには、一キロリッター当りの税率を五千三百円に引き上げ、一万八千三百円とする必要があらります。その際、この税率引上額の揮発油税

と地方道路税との割合を、政府原案の四千八百円と一千七百円との比率で配分いたしてみますと、政府側が三千九百十四円、地方側が一千三百八十六円ということになるのであります。そういう計算をそのまま使いますと、地方財政計画において予算の減が大きくなり、揮発油税三千八百円と、地方道路税一千五百円とに分けることにいたしました。これによる税収見込みは、揮発油税収入では五百三億一千八百万円となりまして、政府原案の五百三億九千四百万円に對し、七千六百九十九万円の減少と相なります。他方、地方道路税収入においては、百十四億四千九百

万円と相なりまして、政府原案の百十三億七千三百万円よりも七千六百万円の増加となります。しこういたしましたして、兩者を合計いたしますと、ちょうど六百十七億六千七百万円となりまして、政府原案と同額に相なるわけでございます。

なお修正案といたしましては、税率の引上額を修正することに關連いたしまして、手持品課税の税率、地方道路税法における揮発油税と地方道路税との配分比率等の規定において所要の修正を加えたのであります。
何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。
○委員長(廣瀬久忠君) 念のため申し上げておきますが、本日は政府側からは原主税局長のほか、富樫建設省の道路局長、それから山内運輸省自動車局

長、岩輪運輸省の整備部長、これだけが見えておりますから申し上げておきます。

質疑をこれから行いたいと思ひます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬久忠君) それでは速記をつけて。総括質問なりあるいは資料の要求なりをお願いいたします。

○天田勝正君 私はまず専門員室にお願ひしますが、今の説明を、説明書もございませんから、私は全部は暗記はいたしません。それで今度のと政府原案の対比いたしましたして、この減税の差額というものがどういふふうになるか。これは簡単に思ふので、それは一つ専門員室にお願ひします。

それからこの法律では政府原案の方でもまた今の説明をされた中にも特に航空機であるとか若干揮発油税を免除されるものがございます。そこでこの免除されるであろうものに揮発油税をかけたらどういふことになるのか。それらを大蔵省から一つ御提出を願ひたいと思ひます。

それからどうもさつきから御説明を聞いて、こういうふうな減税しても、さらに全体の課税総額は変らない、まことに思ふてこれは不可思議しごくな話で、どうしてそういうふうになるのか一つ計算してその資料をちょうだいしたいと思ひます。

それからついでですが、今日各地に総合開発が行われておるわけでありすが、これらに消費するであろう揮発油類の量はどういふことになるのか。これはもつとも細かいことまで言う限りがありませんから、政府が直接行なつております事業でけつこうであり

ます。北海道開発を初めとするこの灌漑、開拓等でも農林省直轄工事、こういうところへ限定してもけつこうでございますが、その量をお示し願ひたい。私は以上です。

○天坊裕彦君 資料ですが、一つ自家用と自家用でない車との、それからその乗用車かトラックかというふうな區別も、現在数の一つお調べを……。それからこれは道路局にお願ひしたいのですが、道路整備五カ年計画の一環を道路公団に金が三十億か五十億出るわけですが、その道路整備五カ年計画との関連において公団がやる部分とこの示していただきたい。

それから大蔵省にお願ひしたいのですが、ほかの委員会でいろいろ、先ほど修正されたような格好になるまでに、途中で、あるいは一万二千円ばかり増徴するというような時期があつたり、あるいはいま八千円ほどというやうな時期があつたり、六千五百円です、まあそういうやうな三段階があつたと思ふのです。衆議院の速記録を説めば、あるいはそういうことも出ておるかと思ふのですが、そういう段階における基礎の数字……、先ほどの修正のときに、今度の分の基礎数字と修正の数字だけが出ていますが、その段階ごとの基礎数字の変化を、もとの揮発油の総規模といろいろ控除する分等も入れて、それを表にして出してもらいたいと思ふのですが、できれば三十一年度のものとそれからことしのこの変化のものと一緒にしていただく都合がいいだらうと思ひます。とりあえずその三つお願ひしたいと思ひます。

○委員長(廣瀬久忠君) 別にありませんか。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは速記審査に関する件についてお諮りをいたしたいと思ひます。本院規則第三十六条によりまして、揮発油税法案について、地方行政委員会、運輸委員会及び建設委員会と連合審査会を開催することについて御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議がないと認めます。よつてさよう決定いたしました。なお、開会の日時、手続等については委員長及び理事に一つ御一任願ひたいと思ひますがよろしゅうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) それではさよう決しまして、本日はこの程度において散会いたします。

午後二時三分散会